

平成26年 網走市議会
生活福祉委員会 会議録
平成26年9月11日（木曜日）

○日時 平成26年9月11日 午後3時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第1号 平成26年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 平成26年度網走市介護保険特別会計補正予算
3. 議案第4号 網走市福祉事務所設置条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
4. 議案第5号 網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について
5. 議案第6号 網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
6. 議案第7号 網走市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
7. 請願第51号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
8. 請願第52号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書提出についての請願
9. 陳情第24号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情
10. その他

○出席委員（6名）

委員長	渡部 眞美
副委員長	立崎 聡一
委員	金兵 智則
	空 英雄
	松浦 敏司
	山田 俊美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議長	小田部 善治
副議長	山田 庫司郎

○傍聴議員（7名）

飯田 敏勝
井戸 達也
小澤 陽平
近藤 憲治
佐々木 玲子
高橋 政行
平賀 貴幸

○説明者

副市長	大澤 慶逸
市民部長	後藤 利博
福祉部長	酒井 信隆
健康管理課長	林 幸一
社会福祉課長	酒井 博明
介護福祉課長	桶屋 盛樹
子育て支援課長	野呂 俊広

○事務局職員

事務局 長	佐藤 明
次 長	吉田 正史
総務議事係長	岩尾 弘敏
係	菊地 香代子
係	松山 俊

午後3時00分開会

○渡部眞美委員長 お疲れさまです。

ただいまより生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案6件、請願2件、陳情1件の合計9件について審査をいたします。

まず初めに、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分について、民生費の中の社会福祉費でございますが、1件1件説明を求め、質疑に入っていきたいと思いますので、まず初めに社会福祉事務費について説明を求めたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 議案資料17ページをごらんください。

平成26年度社会福祉総務費補正予算のうち、まず初めに環境対応車整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国の経済対策に伴い創設されましたがんばる地域交付金を活用して、今まで社会福祉課庶務係で使用していた老朽公用車を買替えていたしまして、新たに環境対応車を導入しようとするものであります。

今回買い替えの対象となっていた車両は、平成11年に購入いたしまして、約15年が経過しております。車体の腐食なども進んでいるものでございます。

車両購入に係る備品購入費として249万円、自賠責保険料に係る役務費として4万1,000円、合計250万円を追加補正しようとするものであります。

2の補正額であります。①歳出予算は補正額が250万円で、財源内訳としては国庫補助金が220万円、一般財源が30万円であります。

歳入予算は国庫補助金220万円について記載しております。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 それでは審査に入ります。

質疑のある方。

○松浦敏司委員 これは別に反対するものではありません。

ただ、ここにあるように環境対応車は各メーカーで出していると思うのですけれども、今回のメーカーはどこなのか伺いたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 メーカーをどこにするということは具体的に決めておりませんけれども、車のタイプとしてはバンタイプのを買おうと考えております。生活保護とか、それから障がい福祉、それから庶務係で荷物を運搬するという機会も多いので、ハイブリッド型のものでバンタイプのもので考えております。

○渡部眞美委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、臨時福祉給付金給付事業について説明を求めたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 続きまして、議案資料18ページをごらんください。

臨時福祉給付金事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、支給対象者の増加及び加算対象者の拡大のため、追加補正が必要となったものでございます。

支給対象者の増加の内容としては、刑務所入所者、外国人、生活保護を受給していた方でことし1月1日以降廃止となった方、それから年度途中の修正申告で非課税となった方、合計554世帯でございます。

次に、加算対象者の拡大についてですが、臨時福祉給付金は、原則年金受給者に対しましては1万円の標準の金額に加えて、さらに5,000円の加算を受けることができることとなっております。

拡大前は、ことしの4月以降新たに年金受給権が発生した方は加算の対象とされておりました。このことにつきまして見直しが図られまして、この方々に対しても加算が適用されることとなったものでございます。

これらに伴う給付金増額分として、負担金補助及び交付金で1,200万円を追加補正するものでございます。

2の補正額であります。①の歳出予算につきましては、補正前の額1億257万円に補正額1,200万円を加えて、補正後の額が1億1,457万円となるもので、財源内訳は全額が国庫補助金でございます。

②の歳入予算につきましては国庫補助金でありまして、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては記載のとおりであります。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑のある方いらっしゃいますか。

○空英雄委員 年金受給者の4月以降の5,000円の加算、これは支給についてさかのぼることなのですか。

○酒井博明社会福祉課長 今回国からの通達が8月7日付で来たのですけれども、既に受け付けていた方で、それ以前にもう判断をしていて、対象になりませんという方はたしかにいたのですけれども、でもそれは国の制度の修正ということですので、その方についてはさかのぼって適用という形にいたします。

○空英雄委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 よろしいですね。

○松浦敏司委員 ここに刑務所とありますけれども、これは受刑者のことだと思うのですけれども、

受刑者に対してはどのような形で受給するのかというのと、もう一点、554世帯が拡大になったということです。1,200万円だと1人1万円で単純計算すれば1,200人だけでも、先ほどプラス5,000円の人たちがいるということです。人数にするとおおよそどのぐらいになるのか伺いたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 まず、刑務所の入所者の対応のことでございますけれども、刑務所に入っている方が臨時給付金が給付されているという情報を得て、直接問い合わせが来るということなのです。ただ、それは電話ではなくて封書で来るのですけれども、そういう形で来る方、それからそれ以外の方につきましては、事前に臨時給付金という制度があるということを刑務官と打ち合わせしておりますので、対象になる方は刑務所側からも周知してもらうという形で掘り起こしはします。

次に、金額の算定にかかわることなのですが、この554世帯に係る人数なのですが、複数で生活されている方もいますので、基本的にはこの554を2倍という形で見ました。ですので、人数としては約1,100人ということでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、社会福祉総務費の自立相談支援事業につきまして説明を求めます。

○酒井博明社会福祉課長 続きまして、議案資料19ページをごらんください。

自立相談支援事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から実施されることとなっております。生活困窮者の自立支援事業の実施が義務づけられることとなります。

本年度につきましては、新制度の円滑な施行に向けてのモデル事業が実施できることとされております。所要の費用について追加補正をしようとするものでございます。

事業の内容としては、生活に困窮して相談に訪れた方に対しての相談業務を主に行うことといたしまして、専任の職員を配置した相談窓口を設けまして、就労に対する相談支援、必要であれば生活資金の一時貸し付けや住宅資金の一時手当などの紹介を行うなど、相談者の状況に応じた支援を包括的、継

続的に行っていこうというものでございます。

社会福祉法人に委託するという方向性で現在検討しております。委託料として448万9,000円の追加補正を行おうとするものでございます。

2の補正額であります。①歳出予算につきましては、中事業に自立相談支援事業を新たに加えて、448万9,000円を補正しようとするものであります。財源内訳は、全額が道補助金でございます。

②の歳入予算につきましては道補助金でございます。補正前の額、補正額、補正後の額につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

○渡部眞美委員長 それでは審査に入ります。

○松浦敏司委員 生活困窮者に対する自立支援ということですが、問題はそういった生活に困窮している人たちにこういう制度があると、どこに行けばいいですよというのを周知する方法というのが簡単そうで簡単でないといいますが、この辺が一番大事なところだと思うのですが、それはどのような方法で周知していくのか伺います。

○酒井博明社会福祉課長 まず、この事業を行うということについては、広報メモなどを入れまして、報道機関には周知することを考えています。それから、ほかの町の事業の実施状況などを見ますと、カラーでわかりやすいチラシをつくっておりますので、そういうチラシを作成して、なるべくそれを広く配布するような形でこの制度を知ってもらうように考えています。

○松浦敏司委員 それはわかりました。新聞をとっている人であれば新聞に折り込みということもあるのだと思いますけれども、昨今は新聞をとらない世帯が数多くあるという状況で、他の方法を使って全戸に知らせる方法もとらなければならないと思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○酒井博明社会福祉課長 生活困窮者の方ということですので、確におっしゃるように新聞をとる余裕がないという方もいらっしゃるかと思いますので、フリーペーパーとかそういうものを使うことと、当然ホームページなどにも載せませうけれども、そういうあまりお金がかからなくて各戸に配布されるようなもので、メディアは特に重要視して周知したいと思います。

○酒井信隆福祉部長 そのほかに、そういう地域を把握している民生委員、それから町内会。やはり高齢者とか年金暮らしで苦しい人は結構おられると思

います。福祉事業をやっている事業者、介護保険事業者とかそういう研究会もありますので、そういうところにも説明に回りまして、先ほど松浦委員からお話しありましたように、来られない、わからない、情報が得られないという方々に対して支援をしている方々をピックアップしまして、そういうところにもなるべく広報をかけて、相談のできるような体制づくりをしていきたいと思っております。

○渡部眞美委員長 他に質疑ございますか。

○金兵智則委員 専任の職員を配置して相談業務、窓口業務を行う事業であるということは理解をさせていただくのですが、来年度からの本事業実施に向けてモデル事業ということで試行錯誤されているのかと思いますけれども、現時点でいつからどのような体制で行うということが決まっているのであれば御説明をお願いします。

○酒井博明社会福祉課長 今後のスケジュールですが、9月議会で補正予算が可決されたということになりましたら、その後10月末までには事業者の選定作業などを進めて、極力そこまで終えまして、11月の中旬にはこの窓口を開設するというような運びにしたいと考えています。

○金兵智則委員 10月末までに事業者を選定してやっていくということですが、これについて、丸投げといったことではないとは思いますが、市としてどのようにかわっていかうと思われているのか、見解をお願いします。

○酒井博明社会福祉課長 確かに委託業務ですので、受託した方が中心になるのですが、この相談事業の進め方のスキームとしては、相談に来られた方に対して、必ず聞いた相談員が相談した方とどういうふうに自立していくかということに向けて相談しながら支援計画というものをつくるのですが、その支援計画というのは必ずそこに関係する機関が入って、そこで支援会議というのをやる形になるのです。ですので、我々委託者側というのは、必ずそのケアにかかわる支援会議というものには入る形になりますので、個々の相談については必ず一緒にやるという形になってきます。

それ以外の運営のことなどにつきましても、随時打ち合わせしながらという形になりますが、この支援会議というのは、ほかの市町村の状況などを見ると、回数がかなり多いということで、1週間に1回やっているとありますが、多少間があったとしても2週間に1回は必ずやっているという

ような状況ということですので、かなり密接にかかわり合いながら連携してやれるものだと考えています。

○金兵智則委員 今御答弁の中にもありましたけれども、近隣市で既に行われているところもありますし、やられている方からとても難しい事業だという声が出ているというのも私も承知しておりますので、協力しながら上手に進めていってもらえたらと思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○空英雄委員 基本的に事業としては大変いい事業だろうと思うのですが、今回補正448万9,000円というのは、相談業務の委託料ですね。相談した結果、当然生活資金の一時貸付とかそういう問題が発生したときのこれらの予算というのは、どういう形で対応していく形になるのか。

○酒井博明社会福祉課長 貸付金とかほかの給付金などが出た場合、貸付金については、今現在でいけば、例えば社会福祉協議会でやっているような貸付金とかそういうものを利用してもらうという形になりますけれども、住宅関係につきましては、市で事前に予算化しているものがありますので、まずそういうものを使っていくということで、給付金のたぐいは今回のこの補正予算の中には含まれておりません。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次にいきます。

続きまして、民生費のうちの児童福祉費と保育所費の補正予算について一括の説明を求めたいと思います。

○野呂俊広子育て支援課長 続きまして、平成26年度網走市一般会計補正予算中、子育て支援課所管分について御説明申し上げます。

資料1号の20ページをごらんいただきたいと思います。

児童福祉費及び保育所費、潮見保育園運営事業ほか6事業でございます。

補正の理由及び内容についてでございますが、国において保育緊急確保事業補助金が創設されたことに伴い、これを活用いたしまして私立の潮見保育園、認定こども園つくしにおいて処遇改善を行うため、次の経費を追加補正するものでございます。

また、補助対象事業の補助率の引き上げに伴い、その財源を補正するものでございます。

経費の使途でございますが、保育士の処遇改善、具体的には保育士の賃金改善に要する費用を交付するものでございます。

補正額でございますが、潮見保育園運営事業に175万6,000円、認定こども園つくし運営事業に220万3,000円を追加補正するものでございます。

財源の内訳につきましては資料に記載のとおりでございます。

次に、資料21ページをごらんいただきたいと思います。

財源補正についてでございますが、補助対象事業の国庫補助率の引き上げに伴うものでございます。

上段より子育てサポート事業、僻地保育所管理運営事業、潮見保育園一時保育事業補助金、認定こども園つくし一時保育事業補助金、めぐりまして22ページ上段、地域子育て支援センター運営事業について、それぞれ国庫補助金を増額し、道補助金、一般財源を減額するものでございまして、金額につきましてはそれぞれ資料記載のとおりでございます。

次に、歳入予算についてでございますが、資料中段記載のとおりでございます。

以上よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○渡部眞美委員長 それでは審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 保育士の処遇改善ということで、具体的に賃金の改善という説明があったわけですが、人数によって違うから潮見とつくしの金額が違うのだと思うのですが、おおよそ1人当たりどのぐらいの賃金改善になるのか伺います。

○野呂俊広子育て支援課長 潮見とつくしの金額が違う点につきましては、職員1人当たりの勤続年数によって変わってくるものでして、去年も同じ処遇改善を行ったのですが、潮見では勤続年数を重ねている方が多いということで、1人当たりの影響額が約1万円弱、つくしにおきましては3,000円弱ということでございます。

○松浦敏司委員 勤続年数という点からすれば当然そうなるのかもしれませんが、当然認定こども園つくしはできたばかりですから、勤続年数でいえば結果としてはそうはなる。ただ今保育士は相当大変な仕事だと聞いています。ほとんどの保育士は家に仕事を持ち帰るということが当たり前になっていると聞いていまして、きつくやめるという人たちもいるようですから、今後より安定した仕事場にしてそのようなことがないような形で努力し

ていただきたいと思います。

これについては別に反対はいたしません。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次、生活保護総務費の補正予算について説明を求めます。

○酒井博明社会福祉課長 続きまして、議案資料23ページをごらんください。

生活保護総務費、生活保護システム整備事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、生活保護の基準改定に伴いまして、生活保護システムを更新するために所要の経費を追加補正するものでございます。

生活保護のシステムは、保護費の算定のほかに、経理事務やその時々保護人員や世帯区分ごとの受給状況、保護費の支出状況などの各種統計などをとる生活保護業務の根幹となっているものでございます。保護費の支給基準の額の変更などその時々で必要な最小限のメンテナンスは行っておりますけれども、5年ごとに更新するという形で契約しております。その際に過去5年間で改正された保護制度などを反映させて、帳票類の更新やプログラムの一斉整理を行っているものでございます。

2の補正額であります。歳出予算につきましては、中事業に生活保護システム整備事業を新たに加えて、1,590万円を補正しようとするものであります。財源内訳は、2分の1の795万円が国庫補助金で、残りの795万円が一般財源でございます。

②の歳入予算につきましては、国庫補助金795万円についてで、補正前の額、補正額及び補正後の額につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

○渡部眞美委員長 それでは審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 今の説明の中で、更新は5年ごとということでありました。ということは、今回5年が経過したので更新することなのだろうと思うのですが、それにしても金額的に高いなというのが私の率直なところ。そのほかにも細々とシステムの改修ということがあるので、今のコンピューターの時代にあってはやむを得ないところもあるのかもしれないのですが、金額的に非常に高い印象があるのですが、これはこういったことからこれほど高額なものになるのか伺いたいと思

います。

○酒井博明社会福祉課長 1,500万円という金額です。確かに非常に高額だと自分も思いますけれども、この中で、今回ハードの機器もあわせて更新しようと考えておりまして、今まで使っていたサーバー機なのですが、それはウィンドウズXPを使っております、御承知のようにXPのメンテナンス、メーカーの保証期間は終了しているというような状態で、古い機器を使っております。それを更新するということで、ソフトのほうが大きいのですが、この分が約300万円ぐらい入っております。端末もあわせて更新しますので、このような金額になっております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次にいきます。

続きまして、健康管理費の補正予算について2件ございますが、一括して説明を求めたいと思います。

○林幸一健康管理課長 平成26年度一般会計補正予算中、健康管理課所管分、健康管理費の水痘予防接種事業について御説明申し上げます。

議案資料24ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由及び内容についてであります。予防接種施行令の一部を改正する政令が公布され、平成26年10月より水痘ワクチンの定期接種化に伴い、予防接種に係る経費の追加補正をするものです。

追加補正する内容としましては、対象となる年齢は生後12カ月から36カ月未満で計2回の接種となります。平成26年度に限り、生後36カ月から60カ月未満までを対象者とする経過措置が設けられておりまして、経過措置の対象者につきましては接種回数は1回となっております。

補正額の歳出予算につきましては、接種に関する費用は全額市が負担することとし、記載のとおり新規事業として健康管理費の水痘予防接種事業にワクチン購入に係る経費、接種に係る委託料として1,148万7,000円を計上するもので、財源は一般財源でございます。

続きまして、成人用肺炎球菌予防接種事業について御説明申し上げます。

議案資料25ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由及び内容についてであります。予防

接種施行令の一部を改正する政令が公布されまして、平成26年10月より高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種化に伴い、ワクチン接種に係る経費の追加補正をするものです。

追加補正する内容としましては、ワクチン接種の対象が、一つには65歳の方、二つ目には60歳以上64歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方でありまして、平成30年度までの5年間は経過措置として各年度ごとに65歳から5歳刻みに100歳までの方が対象となっております。また、今年度に限り101歳以上の方も対象となります。

今回追加される高齢者の肺炎球菌感染症につきましては、接種勧奨もなく、主に個人予防に重点を置いてB類疾病として追加されますことから、現在実施しております高齢者インフルエンザと同様に3割程度の実費負担を求めることとし、本人負担額を2,500円とし、残りを助成することといたします。

補正額の歳出予算につきましては、新規事業とすることとし、記載のとおり健康管理費の成人用肺炎球菌予防接種事業に予診表の用紙代、郵送に係る経費及びワクチン接種に係る委託料として981万1,000円を計上するもので、財源は一般財源でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 それでは審査に移ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 水痘予防接種が来月からということになります。

接種ワクチンというのは、日本国内でも開発されて、本来ならもっと普及していなければならないのが、全国的には接種率が40%程度となっています。当市において接種率の現状はどのくらいになるのでしょうか。

○林幸一健康管理課長 この水痘接種事業に関しまして、予算を見るに当たりまして、定期接種の対象者というのは1,375名でありまして、ほかの定期接種の実績から95%の接種を見込んで、1,313名での予算組みを考えているところでございます。

○松浦敏司委員 それはわかったのです。

現状の接種率といいますか、どのくらいの人たちが接種を終了しているのか、その辺はわかりませんか。

○林幸一健康管理課長 特にお子さんとか、市で実施している接種に関しての接種履歴は管理している

のですけれども、申しわけございません、今その辺の全体の数字は持ち合わせておりません。

○松浦敏司委員 ぜひその辺を掌握してほしいのと、効果についてなのですけれども、相当高いというふうにも聞いていますが、どの程度の効果率といえますか、その辺はどのように認識していますか。

○林幸一健康管理課長 今回実施しようとしています水痘の接種事業ですけれども、1回の接種によりまして重症の水痘をほぼ100%予防できると言われております。2回の接種により、軽症の水痘も含めまして発症を予防できるといわれておりますことから、多くのお子さんに御利用いただければと考えております。

○松浦敏司委員 効果のある接種ワクチンですから、基本的に漏れることのないようにするのが大事かと思いますが、今回全額一般会計を財源としておりますが、これは国で後から交付税措置するとかとういったことは全くないのでしょうか。

○林幸一健康管理課長 今回のこの水痘の定期接種はA類疾病の分類になりますので、後年度地方交付税で9割入ってくるということでございます。

○松浦敏司委員 水痘ワクチンについては以上なのですが、成人用肺炎球菌ワクチンについても同様に定期接種を行うということでありました。個人負担は3割で2,500円ということになっておりますけれども、対象者に個別通知をするということで郵送料も見ておりますけれども、対象となる人数というのはおおよそどのくらいと掌握しているのでしょうか。

○林幸一健康管理課長 今年度対象となる方は2,280人おりまして、この中の75%の接種を見込みまして、1,710名の予算組みを考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

このワクチンを打つだけでも相当肺炎を防ぐのに役立つと聞いておりますので、ぜひこれはしっかりと対象者には接種していただけるようにしていただきたいということでもあります。

医療機関は内科が中心だろうと思うのですが、その辺はどのようになるのでしょうか。

○林幸一健康管理課長 指定医療機関としましては、市内13の病院を予定しております。

○松浦敏司委員 内科系であれば、外科も含めてほとんどの医療機関で打てるのだらうと思います。それはわかりました。

これも先ほど水痘ワクチンのところでも言ったのですけれども、これも全額一般財源になっています

けれども、これも先ほどと同じように国からの後年度の交付税措置というのはあるのでしょうか。

○林幸一健康管理課長 肺炎球菌の予防接種につきましては、定期接種B類の分類に入っております、こちらは、交付税で後年度3割程度が算入されるということでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○金兵智則委員 聞き漏れかもしれないのですけれども、水痘ワクチンの定期接種対象者1,375人というのは、今年度12カ月から36カ月までの方及び36カ月から60カ月の方までを入れた人数ということの理解でよかったですでしょうか。

○林幸一健康管理課長 10月1日以降の対象者の方を見込んでおります。

○金兵智則委員 わかりました。

周知の方法というのはどのような感じになっているのかお伺いしたいと思います。

○林幸一健康管理課長 市のホームページ、市の広報、また報道機関等にも御協力をいただきながら周知を図っていきたくと考えております。

○金兵智則委員 肺炎球菌予防接種と違って個別に郵送ということについては考えていないということですか。

○林幸一健康管理課長 こちらに関しましては、対象期間、例えば12カ月から36カ月の対象に10月1日以降入る方は翌年度にまたがっても2回の接種が可能ですので、今年度1回打って、3カ月以上あけて翌年度に2回目を打つということも可能ですので、こちらはホームページ、市の広報等で周知を図りたいと。個別の発送は考えておりません。

○金兵智則委員 経過措置の方についてもそれで確認していただいて打っていただきたいという希望だけ、だけという言い方がいいのかどうかかわからないのですけれども、そういった感じで進めていくという理解でよかったですか。

○林幸一健康管理課長 経過措置の方に関しましては、そういった形でできるだけ漏れのないように周知を図りたいと考えております。

○金兵智則委員 先ほど予算組みに当たって接種率95%を見込んでいたと言った割には、そのような方法で本当に95%が達成されるのかという疑問があるのですけれども、いかがですか。

○林幸一健康管理課長 こちらは特に12カ月から36カ月のお子さんが対象ということもありまして、や

はり成人の方から比べるとお子さんの接種率は高いと健康管理課としても見ておりますので、これぐらいの予算組みと考えております。

○金兵智則委員 多分そうなのだと思います。

子どもの健康のことですから接種率は高くなるのかと思うのですけれども、せっかく95%に設定しているのであれば、やはり95%に近づくような方法をとるべきではないかと私は思うのですけれども、いかがですか。

○後藤利博市民部長 広報というか周知の仕方だと思いますけれども、保健センターを中心に、幼児の健康診査、1歳6カ月検診ですとか3歳児健診などもございますので、そういう機会を通して周知を図ってまいりたいと考えております。

○金兵智則委員 多分そうなのだろうと思うのですけれども、今年度に限っては36カ月から60カ月。ですから、それ以上の子どもたちも対象にせつかなっているわけなので、もう少し工夫を考えるべきなのではないかと思うのですが。

○林幸一健康管理課長 委員御指摘のお話に関しましては、周知の方法につながるお話だと思いますので、高い接種率につながるように検討してまいりたいと思います。

○金兵智則委員 ぜひともお願いしたいと思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分につきまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第2号平成26年度網走市介護保険特別会計補正予算につきまして、一括の御説明を求めたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 平成26年度介護保険特別会計補正予算、高額医療合算介護サービス費につきまして御説明いたします。

議案資料の26ページをごらんください。

世帯に介護保険受給者がいる場合、医療受診と介護サービス料に伴う1年間の自己負担につきまして、設定された自己負担限度額を超える額を支給することで負担軽減を図る制度となりますが、1の補

正の理由及び内容に記載のとおり、高額医療合算介護サービス費の支給に係る負担金の増額が見込まれるため、100万円を追加補正するものです。

歳出予算、歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2補正額に記載のとおりとなります。

続きまして、平成26年度介護保険特別会計補正予算、介護保険事業基金積立金償還金につきまして御説明いたします。

議案資料の27、28ページをごらんください。

補正の理由及び内容につきましては、平成25年度介護保険特別会計の精算のため経費を追加補正するものです。

介護保険事業基金積立金は1,424万1,000円、国庫負担金に対する返還金が469万円、支払基金交付金に対する返還金が33万3,000円となり、合計で1,926万4,000円となります。

このうち基金に積み立てられるのが1,424万1,000円、返還金が502万3,000円となり、財源内訳につきましては（1）歳出予算に記載のとおりとなります。

歳入予算の各科目における内訳につきましては、28ページ、（2）歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 それでは、審査に入ります。

○松浦敏司委員 介護保険事業基金積立金1,424万1,000円とありますが、これを足すとトータルで介護保険の基金はどのくらいになるのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 今回の積立金1,421万1,000円を加算しますと、1億8,800万円程度になります。

○渡部眞美委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないということなので、議案第2号平成26年度網走市介護保険特別会計補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第4号から議案第7号なのですが、それぞれ条例制定についてということになっておりますが、一つずつ説明を受けて質疑という形をとりたいと思いますので、御承知

おき願いたいと思います。

議案第4号の網走市福祉事務所設置条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○野呂俊広子育て支援課長 議案第4号網走市福祉事務所設置条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

議案資料73ページ、資料3号をごらんいただきたいと思います。

初めに趣旨でございますが、母子及び寡婦福祉法の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことに伴う関係2条例の所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、網走市福祉事務所設置条例中、福祉事務所が行う事務を規定する法律の名称改正に伴う改正でございます。

また、網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例中、母を規定する法律の名称改正に伴う改正、母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正によりひとり親の父を規定する条文が追加されたことに伴う改正でございます。

施行期日につきましては、平成26年10月1日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては、74ページに記載のとおりでございます。

以上御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○渡部眞美委員長 それでは質疑に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 多分これによって大きく変わるようなことはないのだと思いますけれども、基本的に何か大きく、文言がこういうふうに加わるということだけで、内容的には変わらないと押さえてよろしいでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 これまでにも父子家庭の支援の拡大ということにつきましては平成22年に児童扶養手当の父子の追加ですとか、高等職業訓練給付金につきましても平成25年から追加ですとかございました。それで今回、今まで拡大してきた支援に加えて、母子福祉資金の貸し付けについても父子家庭への支援を拡充すると決まったところと、あと母子自立支援員というものも正式に父子家庭を法律上の支給対象と位置づけて、これで母子家庭、父子家庭ともに支援がほぼ出そろったということから、

正式に母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称を改正したことに伴う関係条例の整理ということでございます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。

それでは、議案第4号については全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続いて、議案第5号網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について説明を求めます。

○野呂俊広子育て支援課長 続きまして、議案第5号網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について御説明申し上げます。

議案資料76ページから78ページ、資料4号をあわせてごらんいただきたいと思います。

趣旨でございますが、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から稼働が予定されていますことから、国の基準を踏まえて特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について条例を制定するものでございます。

なお、基準の内容につきましては、内閣府令の基準に準じて定めるものでございます。

次に、内容でございますが、第1条から第3条までは総則といたしまして、それぞれ趣旨、用語の定義、一般原則について規定しまして、第4条から第36条につきましては、特定教育保育施設には認定子ども園、幼稚園、保育所の3つの施設がございますが、それぞれの利用定員に関する基準、運営に関する基準を定めたものでございます。

次に、第37条から第52条につきましては、特定地域型保育事業には家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業者内保育事業の4つの事

業に分類されますが、それぞれの利用定員に関する基準、運営に関する基準について定めたものでございます。

第53条につきましては、この条例の施行に必要な事項は市長が別に定めるものとして委任を規定するものでございます。

施行期日等につきましては、施行期日を子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものでございます。

また、経過措置につきまして定めたものでございます。

以上よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○渡部眞美委員長 それでは審査に入ります。

○松浦敏司委員 大変大きな改正でありまして、戦後初めて就学前の教育と、それから保育、これと一緒にして、これまでの概念が大きく変わってしまうというような内容であります。

今回のこの法律の中心部分で、介護保険制度の考え方をここに当てはめていくという、私どもはなかなか理解しがたいような内容でありまして、この内容についても非常に複雑で、ここ二、三日非常に苦労してこの中身を勉強させていただきました。

まず最初に伺いたいのは、この法律といいますか、もとになる子ども・子育て関連3法、これについてはどのような理由からこういった法律になったのか、その辺を伺いたいと思うのですが。

○野呂俊広子育て支援課長 子ども・子育てをめぐる現状につきましては、少子化の進行でありますとか、結婚、出産、子育ての希望がかなわない現状ですとか、あるいは子育ての孤立感、負担感、それから制度の縦割りですとか、都市部の待機児童問題を含めてさまざまな現状があります。

先ほど介護保険と同様というようにおっしゃいましたけれども、かつて介護保険が家族の問題ではなく社会の問題として捉えようとしたということと同じく、子ども・子育てに関しましても一義的な責任は親にあるというのを前提とした上で、社会の問題として支援していこうということが、この子育て3法ができた背景だと思っております。

○松浦敏司委員 国もそのように言っております。

ただ、この全体を通して私なりに感じるのは、子どもの保育に関係して、都市部で大量に待機児童いるという問題が起きている、これが実は根本の部分に大きく流れていると思うのです。

これをいかにして早急に解決するかという中で考え出されてきたのが、基本的には民間が中心になると思うのですが、幼稚園、保育、認定こども園だとかという、いろいろそういった中で考えだされてきたということだと思うのです。

ただ、この網走の状況を見ますと、子どもたちが待機しているかといったら、瞬間的にはあることもありますがけれども、逆に幼稚園も、あるいは地域によっては保育所も定員割れするというような状況にあると、これが網走の現状だと思うのです。

そういう意味では、国が進めている今回のこの法律どおりいくと矛盾するものも多く出てくるのではないかと、このように私は思ったのですが、その辺はどのようにお考えでしょう。

○野呂俊広子育て支援課長 重ねて申し上げますが、子育ての現状、少子化ですとか結婚、出産、子育てがかなわない現状ですとか、子育ての孤立感、負担感、財源の縦割りとか待機児童問題を含めてさまざまな現状があります。

国の掲げた3つの課題として、質の高い幼児期の学校教育と保育、それとおっしゃいました保育の量的拡大、確保、これについては網走市に待機児童がないということです。それと、地域の子ども・子育て支援の充実を挙げております。

量的拡大の部分については、確かに深刻な待機児童問題は大都市圏でしか発生しておりませんが、それ以外の項目については全国共通のものだと認識しておりまして、例えば今回の制度において大きく改正された点でいえば、地域型保育給付という20人未満の保育に関しまして、今まで国の財政支援がなかった分野が財政支援の対象となったということで、参入する事業者が今後ふえていくだろうと。そうなれば、保護者からのさまざまなニーズに対応できることにもつながるだろうと思っております。

例えば、網走市でいうと、保育が必要な子は保育園に行かせるか、高いお金を出して託児所に預けるかという現状、選択肢しかなかったわけですが、家に来てもらったり、今後いろいろな選択肢が出てくるだろうということです。

また、地域型の保育事業者を市が認可することになりましたことから、ことし3月に埼玉県富士見市で男性のベビーシッターが2歳の男の子を亡くさせてしまったという事件が起きましたが、今後このようなことも市町村の関与によってなくなるのだろうというふうに思っています。

まず、今言いました利用者の利便性を高めることということと、全ての子どもの育ちを等しく保障するという制度になっていますから、待機児童の解消のみならず、質の改善を含めて、生活に最も身近な市町村を実施主体として今後進めていくということでは、今まで子ども・子育てに大きく目を向けられていなかったというところが、身近な市町村が実施主体になっていくというところでは意義が大きいものだと感じております。

○松浦敏司委員 今課長からプラス面を中心にお話いただきました。

ただ、ここでもう1点、財源の問題でいいますと、国がやる上で事業全体としては本来約1兆1,000億円かかると言われています。しかし、今回の財源の状況を見ますと、消費税10%を実施することを目処にして、それでも7,000億円の予算しか確保されていない。残りの4,000億円はどうするのだという点が言われているのですけれども、これまた見えてこないと言っています。この7,000億円についても、消費税10%が実施されたとしても、基本的には平成28年度分からしか確保できないということです。今の予定でいうと、もし安倍内閣が10%に上げるとしても、早くても来年10月1日からです。そうすると、平成28年にならないと消費税は10%満度にももらえないということになりますから、いずれもそういった問題がある形で、財源が当初から不足した中で事業が進むという中身だと思えます。

それで、先ほど課長からいろいろ言われましたけれども、そういった問題を抱えているとなっているのと、あとは若干第6号と重なる部分もあるかと思うのですが、いわゆる家庭的保育事業の定義というのが1人以上5人以下というふうになっていますよね。

この中でA型、B型、C型という型があつて。

○野呂俊広子育て支援課長 小規模保育事業ですね。

○松浦敏司委員 この中でA型、B型、C型と、なっていますけれども、ここで資格という点で資格者がどの程度いるかと決まっていますよね。これはどのようにになっていますか。

○野呂俊広子育て支援課長 おっしゃった小規模保育事業については、A型、B型、C型がございまして、職員数の配置基準につきましては、保育所になる基準でいえば0歳児が3対1、1歳児、2歳児で

いえば6対1となっておりますが、A型であれば今言いました保育所の配置基準にプラス1名、B型でいえば今言いました保育所の配置基準に同じくプラス1名、C型でいえば0歳児から2歳児については3対1の割合で、補助者を置く場合には5対2の割合となっております。

○松浦敏司委員 今職員についてありましたけれども、A型の場合の資格者は多分全員が資格者でなかったかと思うのですが、その辺の説明はいかがですか。

○野呂俊広子育て支援課長 資格につきましては、A型については保育士、B型につきましては保育士は2分の1以上でいいという基準になっています。C型につきましては、道に委託してもいいのですけれども、市町村が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者となっております。

○松浦敏司委員 というように、確かにこれまで日が当たらなかったところに、日が当たって、国の制度で補助がなされるというようなこともあるのですけれども、一方ではB型でいえば有資格者は半分でいいと。それからC型でいえば研修を受けていればそれでいいと。こういうことで、全国で保育における事故というのも、死亡事故から軽微なけがまでいろいろあるのですけれども、こういった資格のない人たちがたくさんいるところではやはり事故も多いと言われています。

そういった点ではどんな認識を持っているか聞きたいと思います。

○野呂俊広子育て支援課長 今言った保育事業者というのは、よく新聞記事などで報道されています子育ての経験のある主婦を一定期間の研修を経た後に子育て支援員として活用するといったことだろうと思います。

それで、担い手不足を解消するということは確かに国のほうで言ってございまして、担い手不足の解消という点もありますが、子育ての実経験のある主婦に研修を受けてもらった上で、地域の力を生かして、地域で子育てを支えましょう、地域や社会が保護者に寄り添い支援していきましょうという側面がありますので、そういう主婦等が従事者として働くということが一概に質の低下にはつながらないとは言えないところかと思っています。

また、質の低下ということであれば、今回のこの地域型保育給付の事業者の認定要件としては、介護

保険のときに利益がないからすぐ撤退したという事件がありましたけれども、その同じ轍を踏まないように、社会福祉法人等とか学校法人以外の者に対しては3つの規制をかけているところでございまして、一つは社会的信望があること、もう一つは経済的基礎がしっかりしているということ、そしてもう一つは社会福祉事業の知識、経験のある者となっておりますので、質の担保という点ではその辺でも図れるのではないかと感じているところでございます。

○松浦敏司委員 質のお話もありました。

ただ、今現在これまでの積み上げという点では、民間の力という点ではどういう民間の人たちのことを想定しているのか少しわからないのですが、一般の子育てをしたお母さんたちを対象としているのか、その辺を課長としては、民間の力という点ではどう考えているのでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 報道でもありますように、子育て経験のある主婦等を対象とすると書いてございまして、それは同じような感じで受けとめていますけれども。

○渡部眞美委員長 済みません。

質疑の途中なのですけれども、ここで暫時休憩をいたします。

午後4時06分休憩

午後4時15分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開いたします。

議案第5号の質疑の途中から入りたいと思います。

○松浦敏司委員 いろいろやりとりをしてきたのですけれども、今回の改正によって民間の業者が就学前の教育や、あるいは保育に参入しやすくなったと。

これはいい面もあるし、私は若干心配な面もあるというのが一つ。

いわば全体に流れているのは、結局待機児童を解消するというのが大きな流れとなっているために、規制を緩和するハードルを下げたという部分も当然あるわけです。そういった点がやはり私は問題だと思いますし、提案の中でも今回の条例は国の基準と同様だというようなお話もあります。

そういう点では、それが果たして網走の子どもたちにとって全ていいのかといえ、私は必ずしもそうではないだろうと、こんなふうにも思っているのです。

なぜ網走市独自の、網走市に合った条例というのをつくらなかったのか、その辺を伺いたいと思います。

○野呂俊広子育て支援課長 国の基準と同じなのはなぜかというところなのですけれども、基本的な考えといたしまして、現状の基準と今回示された国の基準を合わせた場合に、今の基準がそれを下回るのであればそれは当然引き上げなければならないという考えが基本的にありまして。まずは今制度が始まろうとしている段階ですので、条例のみならず運営上の支障が出てきた場合においては当然順次修正を加えたいと思っておりますが、まずは国の基準に従ってスタートをしたいと考えているところでございます。

○松浦敏司委員 基本的には私どもは今回の国の法律そのものについては、やはり子どもを中心として出された法律ではないと、結果として、国や政党間のやりとりの中で合意に至ったという点で、とりあえず都会における待機児童を解消させるためにどう対応するかという点が中心になっているのだというふうに私は押さえています。そういう点では、子どもが主人公、子どもにとってよりよい制度にしなければならないという立場に立っていないところが非常に残念なのです。だから、いろいろな問題点が今後出てくる可能性がある。

今課長がいみじくも不都合があれば変えていくという点を言われました。私もそのことを今言おうと思っていたところなのです。多分、今後不都合な点が出てくる可能性は十分あると思います。そういう点では、今の水準を絶対に下げない、ぜひこういう立場に立ってやってほしいと思います。

しかし、先ほども私が言いましたように、国の基準と同様という点では非常に問題点があるという問題意識を持っていますので、議案第5号については賛成しかねるということを述べて、私の質問は終わります。

○渡部眞美委員長 他に御意見ございませんか。

○金兵智則委員 何点か質問させていただきたいと思うのですけれども、以前保育施設を利用する場合のイメージということで、三角形の図を用いながら説明を受けたことがありますけれども、もしも皆さんもう理解されているのであれば申しわけないのですけれども、今度新しい制度になった場合に、保育の必要性の申請というのをまず市町村にして、そこから必要性の認定が行われるというような状況だ

ったと思うのです。

今までであれば、幼稚園に入園させたい方は幼稚園と直接契約という感じだったと思うのです。

保育所の場合に関しては市町村にというような申請だったと思うのですけれども、となると、今後は申請というのは幼稚園、保育園に入りたいと思われた方に関しては全員が申請しなければいけないということではなかったのでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 前回はおおざっぱな説明になってしまったのですけれども、実は施設型給付の制度下に入る幼稚園、保育所、認定こども園のほかに、制度下に入らない選択肢も幼稚園にはございます。新制度下に入らない幼稚園に行く子どもに関しましては認定の必要性はありません。新制度下に入る子どもたち、保護者の皆様は申請をしていただくことになりますけれども、幼稚園に関しましては直接市に来ていただくのではなく、幼稚園を通して認定の申請をして、そして行かせるということでもあります。

○金兵智則委員 まず、制度に入らない施設というのがどのような施設なのかということと、幼稚園に入りたい方に関しては幼稚園を通してということになれば、幼稚園に入りたいと言っているのですから1号に認定されるのかと思うのですけれども。

加えて、保育所に入りたいけれども保育の必要性がなしという1号に認定される場合もあるという理解でよかったですか。

○野呂俊広子育て支援課長 まず実際2号とか3号認定、保育の必要性はあるのだけれども、いや私は幼稚園でいいのですという保護者の方は、それは1号認定ということで幼稚園にも行かせられます。

それと、制度に入らない幼稚園につきましては、幼稚園の意向によるといいますか、今までどおりで国を通じた都道府県の私学助成のままでいいという幼稚園は、それぞれみずからの意思によって新制度には行かないということです。

意向調査が行われまして、網走市の場合は今までの私学助成でいい、残るといいう幼稚園は、今のところですがございませでした。

○金兵智則委員 網走市としては全て新制度に移行するというということで理解させていただきたいと思いますが、申請して認定されるのは市町村が窓口になってやると思うのですけれども、先ほどお伺いしたのですけれども、実際は保育所に入れたいのけれども、申請したときに保育の必要はな

い、1号認定というようなことも結果として出てくるという。

○野呂俊広子育て支援課長 そうですね。保育に欠けていないのだけれども、保育園に入りたいということはできないです。

それは今までと同様に、例えば家でお母さんが家庭で保育をできるのに保育園に入れるということは、この制度でも想定していません。

○金兵智則委員 ちなみに申請の時期は決まっているのですか。途中で追加申請ということもできるのですか。今まで保育は必要なと言われていたのですけれども、状況が変わったということであれば。

○野呂俊広子育て支援課長 さようでございます。

○金兵智則委員 ちなみに伺いたいのですけれども、僻地保育園というものは保育園ですので新制度の中ではどこに該当するのかというところについて。

○野呂俊広子育て支援課長 僻地保育園につきましては、国の方針といいますか詳細は示されていないのですけれども、少し複雑なのですが、小規模保育事業なののですけれども、今のところ地域型保育給付の前提は3歳未満児を想定してございます。現在僻地保育所は3歳以上のお子様も通ってらっしゃいますから、そのお子様は特例の給付として認めていくのだらうと思いますが、単価ということは今の段階では全然示されておりません。また、人数的な問題も、小規模保育というのは20人未満ということなののですけれども、現在20人を超える僻地保育所もありますので、その取り扱いについてどうなるのかというのも今後情報の収集に努めてまいりたいと思っています。

○金兵智則委員 僻地保育園については多分想定されていなかったのかなというところで、今後の推移ということで理解はさせていただきたいと思いますが、ちなみに以前僻地保育園で人数が下回ってきたら閉園しなければいけないというようなお話もあったかと思うのですけれども、今後新制度になったときもそれは変わらないのかどうかについて確認したいのですけれども。

○野呂俊広子育て支援課長 現状は10人以下ですと安心こども基金の補助金が受けられないということだったので、今はそれは6人に緩和されています。今後補助金というものはなくなるでしょうから、給付になりますから、例えば5人になった段階で家庭的保育事業に移行になるとか、そういつ

たことが想定されると思います。

○金兵智則委員 わかりました。

その辺もまだそうだろうということで今は理解させていただきたいと思います。もう1点、運営側からですけれども、今までの制度ですと運営補助という形で幼稚園なり保育園なりに支払われていたのではないかと思うのですけれども、新制度になった場合、たしか病院の会計をイメージしてくださいということで、負担額を利用者からもらって、その残りの分は市町村から支払われますとなっていたのですけれども、それでいくと補助としては新制度のほうが厚くなるのか、それとも減ってしまうのかという試算はされていますでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 今回のこの新制度の目的の一つに財源の一本化を図ろうというところがありまして、幼稚園は今まで私学助成費、保育園は保育所運営費、そして幼稚園に通う保護者には幼稚園就園奨励費ということでありますけれども、これらの財源を一本化するというふうに国では示しております。

それで、試算ということでありまして、幼稚園に試算していただいたところ、現在の運営状況に比べて約20%は上がるのではないかという結果をいただいております。

○金兵智則委員 20%ふえるのではないかということですね。今までのイメージでは、補助という形で渡していたと思うのですけれども、網走というのは転勤が多いまちでありますので、今後途中で人数が減ったりふえたりしたら、一本化になるので、その補助額というか人数が減れば減るし、ふえればふえるといった理解でよかったですね。

○野呂俊広子育て支援課長 園とか施設に給付される給付費が転出などによって減るかということの理解でよろしいでしょうか。

そうであれば、それによって変動するものだと思います。

○金兵智則委員 それでも20%の増加が見込まれるという試算段階ですので、そこに関しては不安はないのかと思いますけれども。これも新制度が始まってみないと、わからないことが多々あるというのが正直な感想であります。

また、やってみなければわからないというようなところもあるのかと思いますけれども、子ども・子育て関連3法が来年度から始まるということで、それについての条例は制定しなければその制度には移

行していけないと理解はしていますので、不安も多々あるということはつけ加えさせていただきますけれども、私としては賛成という形でお願いします。

○渡部眞美委員長 他の委員ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、先ほど松浦委員から賛成はしかねるという御意見を頂戴しました。

今金兵委員から不安はあるけれどもこの条例については賛成という意見がございましたので、議案第5号に関しましては大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、関連ではあるのですけれども分けて審査をしていきたいということで、議案第6号の網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について説明を求めます。

○野呂俊広子育て支援課長 議案第6号網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について御説明申し上げます。

議案資料79ページ、80ページ、資料5号をあわせてごらんいただきたいと思います。

趣旨でございますが、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からの稼働が予定されていますことから、国の基準を踏まえて家庭的保育事業等の設備運営に関する基準について条例を制定するものでございます。

なお、基準の内容につきましては、厚生労働省令に準じて定めるものでございます。

次に内容でございますが、第1条から第21条までは総則としまして、それぞれ趣旨、用語の定義、最低基準、家庭的保育事業等に共通の基準について規定いたしまして、第22条から第26条におきましては家庭的保育事業の基準を、第27条から第36条におきましては小規模保育事業の基準を、第37条から第41条におきましては居宅訪問型保育事業の基準を、第42条から第48条におきましては事業所内保育事業の基準を定めたものでございます。第49条につきましてはこの条例の施行に必要な事項は市長が別に定めるものとして委任を規定するものでございます。

施行期日等につきましては、施行期日を関連する法律の施行の日から施行するものでございます。ま

た、経過措置につきまして定めたものでございます。

以上御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○渡部眞美委員長 それでは審査に移りたいと思います。

○松浦敏司委員 これも子ども・子育て関連3法の関係の条例でありますけれども、家庭的保育事業ですから5人以下になっていると思うのですけれども、職員の資格についての規制は何かありますか。

○野呂俊広子育て支援課長 この条例自体は先ほど言いました地域型保育事業の四つの定めているものでございます。

今御質問の家庭的保育事業の基準につきまして、保育所の基準と同様だったかと思えます。

○松浦敏司委員 保育時間というのが基本は1日8時間とかと、こんなふうになっているのだと思うのですが、この保育時間についても今回のこの法の改正で相当複雑になったというふうに思うのですが、その辺はどのようになっていますか。

○野呂俊広子育て支援課長 保育時間につきましては、認定を受ける基準についてはこれから定めていくものでございますけれども、施設型給付においては開設時間を11時間とした上で、短時間利用の時間を8時間と設定しているところでございます。

○松浦敏司委員 その場合、当然保育料についても時間が違うということで変わるのだろうと思うのですけれども、その辺はどうなりますか。

○野呂俊広子育て支援課長 短時間利用のほうが低く抑えられるような設定だと思っています。

○松浦敏司委員 先ほど保育料については全体としてどうだというふうにいえば、およそ2割上がるのだろうというふうに言われましたけれども、私の調べでもそのようになっております。

いずれにしても、今の保育料が安いのかといえば、必ずしも安いとはいえない状況だと。特に一定の収入のある人になると、相当な保育料を取られるというようなこともありますけれども、そういう中であって、保育料については複雑な計算になると思うのですが、今現在在園している子どもというのは標準時間だと思うのですけれども、来年4月1日からは親の労働時間によってこれが変動するのではないかと考えるのですけれども、その辺はどうなりますか。

例えばお母さんがパートで何時間働きますと。4時間働きますとか、6時間働くとか、8時間働くとか、

いろいろあると思うのですけれども、それによっても保育の時間や保育料が変わるのだろうと思うのですが、その点についてどうなるか。

○野呂俊広子育て支援課長 短時間利用するか標準の時間を利用するかというのは親の意向だと思うのです。

ただ、就労の状況を見て明らかにパートの時間帯で仕事が終わるということであれば、認定における就労時間の最低基準というのはこれから設けるのですけれども、その最低基準を48時間から64時間の中で定めるということとなっています。

利用料につきましては、短時間利用で認定を受けて、たまに何日かはそれを超えるような時間で預けたとしたら、延長時間のようなイメージで加算されるということになってございます。

○松浦敏司委員 私が気になるのは、障がいを持った子どもが差別なく保育を受けられるかどうか。ただ、ここは業者といいますか経営者の判断ですけれども、基本的には差別があってはならないと思うのですけれども、その辺での不安が私はあるのですけれども、その辺はどのようになるのでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 今回新制度下に入ることによって、市町村の関与も非常に重要なこととなっております。

それで、もちろん障がいを持っている方々も保育の必要性という認定は受けるのですけれども、例えば虐待を受けている子どもですとか、そういう保護されなければならない優先に入るべき子どもの利用については優先利用の中で規定される予定でありますし、施設には応託義務が課せられていまして、この制度では正当な理由なくして入園を拒否してはならないとなってございますので、そのようなことはないというふうに思っております。

○松浦敏司委員 正当な理由がない限り拒否できないということではありますが、ただ、その辺を事業者がどのような判断基準でやるかという点では、よほどしっかりとした指導なり何なりがないと、やはりどうしても経営体ですから手のかかることにはできるだけかけたくないというのが心情といいますか、経営の側からいえばあるのだろうと思うのです。

しかし、それをやってはやはりいけないだろうと思うので、その辺では市のほうもしっかりしなければいけないのですが、現実には契約するのは直接契約だと思うのです。認定は市があなたは保育にかけようというようなことであったとしても、契約する

のは直接契約ですから、その辺が事業者にしっかりと指導がなされていないと問題を起こす場合があるのです。その辺でやはり市がしっかりとしなければならぬと思うのですが、いかがでしょう。

○野呂俊広子育て支援課長 今回の制度では、確かに直接契約なのですが、市町村は入所させる利用あっせんとか調整を行う権限を持っているものですから、その辺におきましては当然認定の際にそういう子どもであるということがわかればそのような調整はいたしますし、今後事業所を認可して確認していく段階で、当然事務監査といいますか、その辺の監査権限も市町村が持つことになりますので、そのようなことが絶対にないようにしてまいりたいと思っております。

○松浦敏司委員 障がいがあるにかかわらず、やはり子どもは等しく保育を受ける権利があるのだと思う。そういう点では非常に大事な点だというふうに思います。

それから、居宅訪問型と事業内保育まで、これは公私を問わず国が2分の1、都道府県、市町村が4分の1負担というふうになっていると思うのですが、保護者との関係は先ほど言いましたけれども、直接契約というふうにはなるのだと思うのですが、現状で網走市でこの条件に合う事業者はいるのでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 居宅訪問型保育事業につきましては現状はいないのかなと、これから事業者の参入を促進していかなければならないというふうに思っております。

事業所内保育事業につきましては、厚生病院ですとか、脳外科ですとか、こが病院、向陽ヶ丘病院ですとか、そういう病院関係には事業所内保育事業というのはありますが、今回この新制度に参入していただきたいと思っております。

○松浦敏司委員 とはいえ、都会と違って子どもたちがあふれるほどいるわけではありません。

それから、民間の幼稚園も経営もあるというようなか中で、非常に難しいところだとは思いますが。今のところ民間の幼稚園は新制度に行くという方向でしたと、そういうことだったと思います。

いずれにしても、事業内保育がそういった人たちもそういう選択をすればそういう道も開けるわけですが、子どもたちが少ないというのは網走の現状だと思うのです。そういう意味では、多分民間の中で子どもたちをどう確保するかということにも

なってくるのだと思うのですけれども、そういう意味でこれからいろいろな、その他にもいわゆる外部からといいますか、網走市以外からも入ってくる可能性もあるのだと思うのですけれども、そういう人たちに対して網走市としてはそれを一定程度規制することはできるのかどうか、その辺を伺いたい。

○野呂俊広子育て支援課長 今回のこの制度に先立ちまして、子育てに関するアンケート調査を行って、保育が必要である子ですとか、幼稚園教育が必要な子がどのくらいいるですとか、放課後児童クラブを利用したい人がどれだけいるのかという量の見込みを今集計している最中なのです。

その量の見込みに対してもう十分確保されているということであれば、それは総量規制ということではできる仕組みになってございまして、逆に量の見込みに対して必要な整備がなされていないということであれば事業所の参入をしていただくということになりますので、今おっしゃいました市内、市外を含めて、その量の見込みに比べて確保対策がどうなっているかということによると思います。

○松浦敏司委員 やはり一番大事なことは網走の子どもたちは網走市内で網走の事業者で育てていただくというのが一番いいと。わざわざ外部から来ていただくものをそれなりの理由がないと簡単には拒否はできないと思いますが、網走市内の子どもは網走市内の人たちで育てるとというのが望ましい方法だろうというふうには思います。

これも先ほど言いましたけれども、やはり国の基準と同様という点では、先ほどの答弁でも今の水準を下回らないというようなお話もあったのですが、とにかくこの3法自体が私どもは認めることはできない、そういった経緯あるいは中身ということもありますので、この議案第6号につきましても賛成しかねると、こういうことであります。

○渡部眞美委員長 他に御意見ございますか。

○空英雄委員 これは議案第5号と同じに、基本的に国の基準と同様にするという原則、それから当然不都合があれば随時改正をしていくという観点、そういうことで考えたときに、新たな取り組みで少しでも前向きに進もうという段階では松浦委員も心配されるようないろいろなケースもないとは言えない、あるかもしれない。そのときに随時その時点で変えていくということで、一歩前に前進するという意味で、前へ進むべきだということで私は賛成しま

す。

○渡部眞美委員長 他の委員の御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、松浦委員のほうから賛成しかねるという御意見と、ただいま空委員のほうから賛成の御意見があったところでありますので、議案第6号に関しましては大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第7号網走市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について説明を求めます。

○野呂俊広子育て支援課長 それでは議案第7号網走市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について御説明申し上げます。

議案資料81ページ、資料6号をあわせてごらんいただきたいと思います。

趣旨でございますが、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からの稼働が予定されていますことから、国の基準を踏まえて放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準について条例を制定するものでございます。

なお、基準の内容につきましては、厚生労働省令に準じて定めるものでございます。

次に、内容でございますが、第1条から第4条まではそれぞれ趣旨、用語の定義、最低基準につきまして規定しまして、第5条から第21条につきましては放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。第22条につきましては、この条例の施行に必要な事項は市長が別に定めるものとして委任を規定するものでございます。

施行期日等につきましては、施行期日を関連する法律の施行の日から施行するものでございます。また、経過措置につきまして定めたものでございます。

以上御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○渡部眞美委員長 審査に入りたいと思います。

質疑のある方。

○松浦敏司委員 この第8条では、「放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童

の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」とあります。2項では、「職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とあります。

具体的にはどのような教育あるいは研修を行うのか、職員の資格は必要なのか、その辺を伺いたいと思います。

○野呂俊広子育て支援課長 研修につきましては、現状では年2回の道東地区におきます協議会における研修を受けておりますとともに、必要に応じて職員会議などを開催の際に指導事項を伝えているところでございます。

また、人数要件につきましては、2人以上となっておりますが、現状のこの基準を定める前は平成19年には厚生労働省から示された放課後児童クラブガイドラインというのがあるのですが、これも同様に2名以上とされていますが、実際には夏休みや長期休暇に入るときなどについては子どもがふえるものですから、必要に応じて人数をふやして対応しているところでございます。

資格につきましては、現状基準というのがいろいろありまして、幼稚園教諭資格を持っている人ですとか社会福祉士とかとあるのですが、その中の社会福祉事業に2年間以上従事している者という点でいえば、現在の職員はそのほとんどがそれに該当するものと思っています。

○松浦敏司委員 わかりました。

全部資格はあるということです。いわゆる多様な基準による任用資格というのがあるので、結果として学童保育指導員の専門性が薄まるのではないかとこの議論もあるので、その辺の懸念は大丈夫でしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 現状のままこの制度に移行するということになりますから、特段現行と変わるものではないというふうに認識しております。

○松浦敏司委員 現状はそうなのですが、今後そういう人たちだけでは限らないと思うのですが、今回のこの法律の関係でいうと、いろいろな資格が学童保育の指導員の中で認められているのではないかと私は思うのですが、今たまたま社会福祉事業等について2年以上働いている人ばかりなので資格があるということですが、それ以外の人たちのことも今後のことで考えられるのではないかとと思うのです。

その場合、人によってはいろいろな資格を持っているのに、結果として専門性が薄れるようなことにはならないのかと指摘する人がいるものですから、その辺で心配はないのか伺いたいです。

○野呂俊広子育て支援課長 放課後児童クラブ員の人員審査をする段階で、なるべく幼稚園の先生の免許を持っていることですか、そういう事業に従事したことがある者を優先的に採用しております、もし仮に人員が不足してそういう方ではない方を採用する場合についても、面接をきちんとした上で、その後の指導を含めて質の低下を招くことがないように配慮したいと思っております。

○松浦敏司委員 あと、この第9条2項のところに、「児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない」となっておりますが、実はこれは5歳児よりも狭い基準ではないかと思うのですが、やはり少なくとも1人当たり3.3平方メートルは必要なのかというふうに思うのですが、その辺は今回この内容というのはどのように受けとめているでしょう。

○野呂俊広子育て支援課長 5歳児は保育園の基準でいえば同じ1.65平方メートル以上だったと記憶しているのですけれども、もし3.3平方メートルというのであれば未満児の要件だったかと思います。

それで、この1.65平方メートルという数字なのですが、これも先ほど申しました放課後児童クラブのガイドラインと同じような基準でございまして、現状の1.65平方メートルを満たしていることは確認しております。広いにこしたことはないと思いますが、そういうことに関しましては今後老朽化した児童館などの建てかえの際に検討していきたいと思っております。

○松浦敏司委員 私が調べた中でそういうふうにあったものですから。今すぐメモが出てこないのですけれども、5歳児よりも狭い基準だと指摘している人がいるものですから今言ったのですけれども、いずれにしても1人当たりの面積が広いというのが好ましいのだろうというふうに思いますけれども、この放課後学童保育の関係で言いますと、現状は十分満たしているという状況なのでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 現在の登録人数は承知しておりますけれども、その中では満たしていると考えております。

○松浦敏司委員 今回のこの子ども・子育て関連3法というのは、先ほど来私は言っておりますけれど

も、待機児童解消ということが中心の発想になっているという点で、さまざまな場面で規制を緩和しているというような状況であって、子どもたちの成長にとって一番いい方法だというふうになっているかといえば、残念ながら決してそうになっていないと言わざるを得ないと思うのです。

この条例についても、国の基準と同様というようなことも説明にありましたけれども、そういう意味では、私どもは今回の国が行っている3法そのものは非常に大きな問題点を持っていると思っておりますので、この条例についても賛成することはできないと、こういうことであります。

○渡部眞美委員長 他の委員の御意見を伺いたと思います。

○山田俊美委員 私どもは、子ども・子育て支援法についてはまずは一步前進だろうと思えます。

ですから、この省令基準に応じてまずは条例をつくっていくという取り組みについては賛成します。

それから、先ほど課長がおっしゃったとおり、網走市で改善があれば改善していこうということでもありますので、この件については賛成していきたいと思えます。

○渡部眞美委員長 それでは、松浦委員より反対、賛成しかねるという御意見があったのですが、他の委員は賛成ということで、議案第7号につきまして大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、請願2件と陳情1件を審査したいと思います。

請願第51号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願について審査に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 この請願については、ここの記のところにありますように、我が国においてウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人いると、諸外国にはない、日本が非常にこういう点では遅れているわけです。

ここにも書いていますけれども、これは裁判の中でも国の責任というのが明らかに指摘されています。

そういった点で、この請願についてはぜひ採択の方向で皆さんに賛同いただければと、このように思

います。

○金兵智則委員 ただいま松浦委員のほうからもお話もありましたし、これはぜひとも採択するべきではないかなというふうに思いますし、これは全国、全道各都市さまざまなところで採択をされているものですので、網走市としてもこういうものに関してはしっかりと上げていくべきだというふうに思います。

○渡部眞美委員長 他の御意見ございますか。

○空英雄委員 中身については相当理解できる部分もあります。

御案内のとおり紹介議員のところで各会派の代表者をもって名を連ねているわけですがけれども、私どもは連ねていない、だからといって反対だという議論とは少し違うのです。

国においていろいろな経過を踏まえた上でそれなりの措置をするべきものについては措置をしてきていると。しかし、正直言ってなかなか難しいなというのが私たちとしては本音なのですがけれども、医学上の基準というのは非常に厳しい。

それと、我々には正直言ってわからない部分が非常に多くて、請願者がたまたま中島さんという弁護士だということで、正直言って違和感がないわけではありません。この記の部分でうたわれております1、2の部分、これらについても場合によっては訴訟云々という問題も、将来これに関係する人たちのこともこれからまとめて出てくるという可能性も否定もできないという部分があるわけですがけれども、国の予算で認めるところは国も認めてきている、しかし、まだ途中経過だと。

明確になっていない部分について早くやれ、やるなというのは、正直言って我々としてはその知識がない段階で本来やるべきなのだろうかどうかという部分について疑問に思っているところがあります。

記の部分にあるウイルス性の肝硬変、肝がん、これは国の責任でそういうことになった方もいるかもしれない。けれども、それとまるっきり関係のないこともあるかもしれないという中で、これらについてどうしたものかなと、実は感じているところです。

ですから、私としては、これについては賛成、反対、継続とかという議論はするつもりはありません。皆さん方の判断に委ねたいと。正直言って少し勉強不足だという部分で、コメントしにくいのですが、これは皆さんの意見に乗ります。

○山田俊美委員 私どもの会派の者も紹介議員としてあります。

当然会派の中で話したのですけれども、こういったウイルス性肝炎とかそういう病気に関する医療費の助成というものは非常に大切なものだというふうに思っています。

請願を上げて、そして国に要請していくということについては賛成いたしますので、このまま通していきたいと思います。

○渡部眞美委員長 全会派から今意見を頂戴いたしました。

賛成という意見をいただいたのと、あとはいろいろな心配な部分もあるけれどもその結末としては委員会に委ねるという御意見を頂戴したところでございますので、私の判断といたしましては、これは委員会として採択して意見書案を提出したいと思いますが、御賛同いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは請願第51号に関しましては、全会一致をもって採択すべきものと決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは決定をいたします。

○渡部眞美委員長 意見書案につきましては、全ての陳情までを審査した後に休憩をとって皆さんと審議をしたいと思いますので、続きまして請願第52号について審査に入りたいと思います。

請願第52号2015年度の予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書提出についての請願について審査に入りたいと思います。

○金兵智則委員 これはぜひとも採択の方向でお願いしたいところなのですが、記のところに書いてあるのが全てかと思うのですが、介護保険制度が市町村事業に移行されたという中で、地域間格差やサービス低下、福祉労働者の処遇低下を招かないようにということと、先ほど条例のところでもいろいろ議論がありました。

本当は約1兆1,000億円が必要なのに、現在のところ7,000億円しか確保できていないということで、質の改善、量的拡充ということをうたうのであればしっかりとした予算確保を国でしていただきたいということを求める意見書提出ですので、これは先ほど来の話にも通ずるところもありますけれども、しっかり国にやるべきことはやっていただくと

いうことで、予算の確保、充実、強化を求める意見書を採択していただきたいというふうに思います。

○松浦敏司委員 私も基本的にはこの請願は全文も含め、記についてもそのとおりだと思いますので、採択ということでよろしいかと思います。

○渡部眞美委員長 他に御意見ございますか。

○山田俊美委員 先ほど審査した条例の中にもありますように、ここに書かれている請願につきましては、金兵委員が言いましたけれども、1兆円の財源をとろうとしているけれども7,000億円しかないという現状はあるようですけれども、これを確実に履行していただくにはこういう請願を上げて国民みずから願いを届けていくということが私どもも大切だと思います。

ですから、この請願につきまして私どもは賛成をしていくと。

○空英雄委員 これは二本立てになっているのですが、本来でしたら別々に出てきて審査するのが一番よかったのかと実は感じています。

ただ、中身についてはこういう形で出てきて受けたわけですから、理解はできるということで賛成します。

○渡部眞美委員長 今全委員より採択すべきものという御意見をいただいたところでありますので、請願第52号に関しましては全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

採択すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 それでは、陳情1件について審査に入りたいと思います。

陳情第24号軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情について審査に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 この種に似たようなケースの陳情、請願が以前もあったかというふうに思います。

やはりこういった人たちの状況を考えたときには、ここで述べられているように私どもも非常に賛同できることがありますので、これは採択ということでよろしいかと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○渡部眞美委員長 賛成という御意見をいただきました。他に御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは皆さん賛成という御意見を頂戴いたしま

したので、陳情第24号につきましては全会一致をもって採択すべきものと決定をいたします。

それでは、意見書案の準備の都合がありますので、ここで暫時休憩をいたします。

午後5時12分休憩

午後5時22分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開をいたします。

先ほど審査をいたしました請願第51号、請願第52号、そして陳情第24号にかかわる意見書案を手元に御配付をして皆さん御一読をいただいたところでございます。

この三つの意見書案についてこの内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この意見書案については委員長名により委員会として本会議に上程することと決定をいたします。

また、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次はその他となりますが、委員より何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者よりございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければここで生活福祉委員会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後5時23分閉会
